

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について（平成13年3月30日付け12生畜第1826号農林水産省生産局長、水産庁長官連名通知）一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">記</p> <p>目次 [略]</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 飼料の製造等に関する規制 1～3 [略]</p> <p>4 特定飼料等の検定及び表示等 [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 特定飼料等製造業者等の登録について [略]</p> <p>ア 特定飼料等製造事業場の登録等 [略]</p> <p>(ア) 登録申請及び検査・調査申請            法第7条第1項の登録を受けようとする特定飼料等製造業者は、規則第13条第1項の規定に基づき、規則別記様式第10号による申請書正副2通に規則第13条第2項各号に定められた書類を添え、農林水産大臣に提出すること。併せて特定飼料等製造業者は、法第7条第4項の農林水産大臣が行う検査を受ける場合は、規則別記様式第11号による検査申請書正副2通を農林水産大臣に提出すること。また、法第10条第1項の農林水産大臣が行う検査に代わるセンターの行う調査を受ける場合は、規則第18条第1項の規定に基づき、規則別記様式第12号による調査申請書正副2通をセンター理事長に提出すること。            なお、これらの申請に当たり登録申請者自らが行う品質管理の方法は、原則として当該申請に係る製造事業場の施設で検査を行うが、当該登録申請者の管理する他の製造事業場において検査の一部又は全部を行うことができるものとする。特定飼料等のうち特定添加物（抗生物質）及びその原材料については、以下のa及びbの要件に適合する場合に、他の試験検査機関を利用して検査</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>目次 [略]</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 飼料の製造等に関する規制 1～3 [略]</p> <p>4 特定飼料等の検定及び表示等 [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 特定飼料等製造業者等の登録について [略]</p> <p>ア 特定飼料等製造事業場の登録等 [略]</p> <p>(ア) 登録申請及び検査・調査申請            法第7条第1項の登録を受けようとする特定飼料等製造業者は、規則第13条第1項の規定に基づき、規則別記様式第10号による申請書正副2通に規則第13条第2項各号に定められた書類を添え、農林水産大臣に提出すること。併せて特定飼料等製造業者は、法第7条第4項の農林水産大臣が行う検査を受ける場合は、規則別記様式第11号による検査申請書正副2通を農林水産大臣に提出すること。また、法第10条第1項の農林水産大臣が行う検査にかわるセンターの行う調査を受ける場合は、規則第18条第1項の規定に基づき、規則別記様式第12号による調査申請書正副2通をセンター理事長に提出すること。            なお、これらの申請に<del>あたり</del>登録申請者自らが行う品質管理の方法は、原則として当該申請に係る製造事業場の施設で検査を行うが、当該登録申請者の管理する他の製造事業場において検査の一部又は全部を行うことができるものとする。特定飼料等のうち特定添加物（抗生物質）及びその原材料については、以下のa及びbの要件に適合する場合に、他の試験検査機関を利用して検査</p>

の一部又は全部を行うことができるものとする。

a・b [略]

また、特定飼料等の種類は、登録を受けようとする特定飼料又は特定飼料添加物の種類（成分規格等省令別表第2の8の表示の基準に飼料級と記載される規定のあるものは飼料級の文字を、それ以外のものは精製級の文字を併記すること。）を記載すること。

添付書類のうち「登録を受けようとする特定飼料等の試験成績」には、特定飼料等の種類、名称、製造年月日、製造番号、試験項目、試験結果、試験実施年月日、試験実施施設及び試験実施者が記載されていること。試験成績は特定飼料等検査規程に基づいて実施したものであること。

また、製造予定の銘柄ごとに製造ロットの異なる概ね20点（特定添加物にあつては5点以上）の試験成績及び同一試料について異なる日に試験を実施した3点以上の試験成績を添付すること。なお、製造予定の銘柄に係る検定実績が直近の2年間に概ね20ロット（特定添加物にあつては5ロット以上）ある場合は、「概ね20点（特定添加物にあつては5点以上）の試験成績」に代えることができる。

(イ)～(エ) [略]

イ 外国特定飼料等製造事業場の登録等 [略]

(ア) 登録申請及び検査・調査申請

法第21条第1項の登録を受けようとする外国特定飼料等製造業者は、規則第24条第1項の規定に基づき、規則別記様式第22号による登録申請書正副2通及び規則第24条第2項各号に定められた書類を添え、農林水産大臣に提出すること。併せて外国特定飼料等製造業者は、法第21条第3項において準用する法第7条第4項の農林水産大臣が行う検査を受ける場合は、規則別記様式第23号による検査申請書正副2通を農林水産大臣に提出すること。また、法第21条第3項において準用する法第10条第1項の農林水産大臣が行う検査に代わるセンターの行う調査を受ける場合は、規則第25条第1項の規定に基づき、規則別記様式第24号による調査申請書正副2通をセンター理事長に提出すること。

なお、申請に当たっては、日本における代理人を設置した上で、その連絡先を明記する。また、これら申請に当たり登録申請者自らが行う品質管理の方法は、原則として当該申請に係る製造事業場の施設で検査を行うが、当該登録申請者の管理する他の製造事業場において検査の一部又は全部を行うことができるものとする。特定飼料等のうち特定添加物（抗生物質）及びその原材料については、以下のa及びbの要件に適合する場合に、他の試験検査

の一部又は全部を行うことができるものとする。

a・b [略]

また、特定飼料等の種類は、登録を受けようとする特定飼料又は特定飼料添加物の種類（成分規格等省令別表第2の8の表示の基準に飼料級と記載される規定のあるものは飼料級の文字を、それ以外のものは精製級の文字を併記すること。）を記載すること。

添付書類のうち「登録を受けようとする特定飼料等の試験成績」には、特定飼料等の種類、名称、製造年月日、製造番号、試験項目、試験結果、試験実施年月日、試験実施施設及び試験実施者が記載されていること。試験成績は特定飼料等検査規程に基づいて実施したものであること。

また、製造予定の銘柄ごとに製造ロットの異なる概ね20点の試験成績及び同一試料について異なる日に試験を実施した3点以上の試験成績を添付すること。なお、製造予定の銘柄に係る検定実績が直近の2年間に概ね20ロットある場合は、「概ね20点の試験成績」に代えることができる。

(イ)～(エ) [略]

イ 外国特定飼料等製造事業場の登録等 [略]

(ア) 登録申請及び検査・調査申請

法第21条第1項の登録を受けようとする外国特定飼料等製造業者は、規則第24条第1項の規定に基づき、規則別記様式第22号による登録申請書正副2通及び規則第24条第2項各号に定められた書類を添え、農林水産大臣に提出すること。併せて外国特定飼料等製造業者は、法第21条第3項において準用する法第7条第4項の農林水産大臣が行う検査を受ける場合は、規則別記様式第23号による検査申請書正副2通を農林水産大臣に提出すること。また、法第21条第3項において準用する法第10条第1項の農林水産大臣が行う検査にかわるセンターの行う調査を受ける場合は、規則第25条第1項の規定に基づき、規則別記様式第24号による調査申請書正副2通をセンター理事長に提出すること。

なお、申請にあたっては、日本における代理人を設置した上で、その連絡先を明記する。また、これら申請に当たり登録申請者自らが行う品質管理の方法は、原則として当該申請に係る製造事業場の施設で検査を行うが、当該登録申請者の管理する他の製造事業場において検査の一部又は全部を行うことができるものとする。特定飼料等のうち特定添加物（抗生物質）及びその原材料については、以下のa及びbの要件に適合する場合に、他の試験検査

機関を利用して検査の一部又は全部を行うことができるものとする。

a・b [略]

また、特定飼料等の種類は、登録を受けようとする特定飼料又は特定飼料添加物の種類（成分規格等省令別表第2の8の表示の基準に飼料級と記載させる規定のあるものは飼料級の文字を、それ以外のものは精製級の文字を併記すること。）を記載すること。

添付書類のうち「登録を受けようとする特定飼料等の試験成績」には、特定飼料等の種類、名称、製造年月日、製造番号、試験項目、試験結果、試験実施年月日、試験実施施設及び試験実施者が記載されていること。試験成績は特定飼料等検査規程に基づいて実施したものであること。

また、製造予定の銘柄ごとに製造ロットの異なる概ね20点（特定添加物にあつては5点以上）の試験成績及び同一試料について異なる日に試験を実施した3点以上の試験成績を添付すること。なお、製造予定の銘柄に係る検定実績が直近の2年間に概ね20ロット（特定添加物にあつては5ロット以上）ある場合は、「概ね20点（特定添加物にあつては5点以上）の試験成績」に代えることができる。

(イ)～(キ) [略]

ウ [略]

5～7 [略]

第3～第5 [略]

別記様式 [略]

機関を利用して検査の一部又は全部を行うことができるものとする。

a・b [略]

また、特定飼料等の種類は、登録を受けようとする特定飼料又は特定飼料添加物の種類（成分規格等省令別表第2の8の表示の基準に飼料級と記載させる規定のあるものは飼料級の文字を、それ以外のものは精製級の文字を併記すること。）を記載すること。

添付書類のうち「登録を受けようとする特定飼料等の試験成績」には、特定飼料等の種類、名称、製造年月日、製造番号、試験項目、試験結果、試験実施年月日、試験実施施設及び試験実施者が記載されていること。試験成績は特定飼料等検査規程に基づいて実施したものであること。

また、製造予定の銘柄ごとに製造ロットの異なる概ね20点の試験成績及び同一試料について異なる日に試験を実施した3点以上の試験成績を添付すること。なお、製造予定の銘柄に係る検定実績が直近の2年間に概ね20ロットある場合は、「概ね20点の試験成績」に代えることができる。

(イ)～(キ) [略]

ウ [略]

5～7 [略]

第3～第5 [略]

別記様式 [略]